

公 示 送 達 書
(地方税法第20条の2の規定による送達書)

次の書類は、通常の方法では送達不能ですので、当町に保管してあります。書類の名あて人又はその関係者の申し出があればいつでもお渡しします。

令和 8 年 8 月 14 日

東吾妻町長 齋 藤 貴 史
(税 務 課)



送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る べ き も の
	氏 名 又 は 名 称
地方税法703条の4に規定する書類	NIMARE MD JAFAR AL

【注】 この掲示は、地方税法第20条の2の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に上記の書類が送達されたものとみなされます。